

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

株式会社東京リーガルマインド 岡山支社

②評価調査者研修修了番号

S25083、H1301043、S15142

③施設の情報

名称：岡山市善隣館	種別：児童養護施設	
代表者氏名：大森雅夫	定員（利用人数）： 25 名	
所在地：岡山市中区西川原176		
TEL：(086)272-2798	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和21年1月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）：岡山市		
職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員 7名
専門職員	(専門職の名称) 名	心理療法担当職員 1名
	嘱託医 1名	保育士 5名
	栄養士 1名	
施設・設備 の概要	(居室数) 15	(設備等)
		調理室、浴室、静養室など

④理念・基本方針

(1) 児童に温かい愛情と潤いに満ちた家庭的雰囲気を与え、安心感と信頼感に満ちた生活環境を確立する。(2) 児童自らすすんで、その能力に応じて充分個性を發揮させる。(3) 心身の健全な発達を図り、社会人としてふさわしい人格を形成する。

⑤施設の特徴的な取組

1階を幼児と女子、2階を男子とユニットを分け、処遇担当保育士が、2～3人の担当児童を持つことで、家庭的雰囲気を少しでも与えるようにしています。また、「1日の流れ」のとおり日課を大まかに定め、児童に周知し、児童の自主的な生活リズムを作り、判断を促すようにしています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年8月7日（契約日） ～ 平成30年3月15日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 26 年度）

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

<養育・支援>

毎年文集「なかよし」を発刊している。文集には子どもの作文はもちろん、子どもと関わりのある地域住民、学校の先生、ボランティア等の子どもに向けた思いが綴られている。子ども達は職員だけでなく、色々な方達に見守られ、日々成長している。

<研修>

外部研修に関する情報提供を行い、参加を推奨している。職員自らも要望を伝え、希望する研修に参加している。

<地域交流>

毎年善隣館まつりやソーメン流しに地域の人たちを招待し、交流を深めている。また町内の秋祭りや運動会にも子どもと職員が一緒に参加している。

<ボランティア>

中国学園大学の学生、老人クラブ、ライオンズクラブ、ぐるーんサポーター等、多様なボランティアの方達が、子どもの養育・学習・趣味等のニーズに対応してくれている。

<心理相談員>

心理相談員は保育に入り日常生活を共にすることで、子ども達の状況を把握し課題に汲み取り、担当職員と情報共有している。独自の自立支援計画を作成し、担当職員が作成している自立支援計画と照らし合わせ、協力しながら子どもたちの養育・支援を行っている。

◇改善を求められる点

・岡山市の「岡山市子ども・子育て支援プラン」や「子ども・子育て支援事業計画」はあるが、事業所独自の中・長期計画や事業計画は作成されていない。理念や基本方針の実現に向け、中・長期計画や事業計画の策定に期待を寄せる。

・「被措置児童等虐待の届出・通告制度についての対応マニュアル」が整備されていない状態である。「被措置児童等虐待対応ガイドライン」などを参考にして、対応マニュアルの作成が求められる。

・老朽化した施設など厳しい運営環境の中、壁に行事の写真を飾る等の努力は見られる

が、寂しい印象を拭いきることは出来ていない。予算面もあると思うが、剥がれた壁面等に何らかの工夫を期待したい。

・食堂は子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につける場所であるため、さらに温かみが感じられる工夫を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

・児童養護施設運営指針（H24.3.29 厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知）及び「なかよし」（善隣館の紹介パンフレット）を基に理念、目的、方針を年度当初に職員に周知する「新年度申し合わせ事項」の中で明示するとともに、今までの「新年度申し合わせ事項」を活用し、単年度の事業計画を策定していく。

・「被措置児童等虐待対応の手引き」（H26.3 岡山県児童養護施設協議会）を参考に対応マニュアルを作成し周知していく。

・施設の老朽化への対応は、耐震化工事に合わせ手を加えていくが、建物の構造から寂しい印象が残ると思われるので、職員だけでなく入所児童の「気づき」により、お金がかからない飾りつけなどに工夫していきたい。

・食堂の温かみが感じられる工夫について、日中は光が入る工夫があるものの日暮れ以降寂しい印象になる。施設の老朽化と同様職員だけでなく入所児童の「気づき」により、お金がかからない飾りつけなどに工夫していきたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> パンフレットと岡山市善隣館管理規程に理念や基本方針を明文化しているが、職員、子どもや保護者等への周知が十分でない。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 子ども・子育て支援事業計画にて、地域の各種福祉計画の動向と内容を把握しているが、分析までには至っていない。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 組織体制、職員体制等の現状分析に基づく改善についての取組を進めているが、公立の施設である為、柔軟な取組が難しい。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c

<p><コメント> 「岡山市子ども・子育て支援プラン」は策定されているが、事業所独自の中・長期計画は策定されていない。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 中・長期計画が明確化されていない為、中・長期計画を反映した事業計画が策定されていない。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント> 事業計画として策定はされていないが、新年度の職員会議で資料を配布し、岡山市善隣館職員としての使命を再確認し、今後の計画について話し合いを行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもや保護者等には行事計画のみの周知となっている。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント> 毎年自己評価を実施し、職員会議で評価結果の協議を行い情報共有に努めている。施設では全職員を対象に毎月職員会議を実施し、支援の質の向上に取り組んでいる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント> 毎年自己評価を実施し、職員から出た意見を基に改善案を話し合い、各委員会で検討している。しかしなかなか実行にまで移せていない。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 岡山市善隣館管理規程に施設長の役割と責任について明記されている。年度初めの会議に、職務分掌を文章化した書類を職員へ配布し周知に努めている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 施設長は遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者等との適正な関係を保持している。綱紀肅正の通知が事業所へ届けば、引継ぎの時に口頭で伝えたり、引継ぎ簿に挟んだり等、全員へ周知を図っている。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 施設長は養育・支援の質の向上に意欲を持っている。子どもの処遇を直接担当する職員に任せることで、職員の指導力の向上を図れるよう見守り指導をしている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 施設長は業務の改善に向けて、人員配置や職員の働きやすい環境整備に取り組んでいるが、予算の関係上難しい面が多々ある。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント> 今年度心理療法担当職員の配置が実現した。必要な人材の確保は、市の人事課に委ねられているため、なかなか事業所としての人材確保や定着等に対する取り組みが難しい。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<コメント> 年度初めに自己評価を実施し、年1回課長面談も行われ要望は伝えている。公務員である為、		

事業所単独での人事管理は難しく、意向や意見はなかなか汲み取られにくい。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>シフトは各フロアで職員同士相談しながら組んでいる。現在の職員数では日々の業務に追われてしまい、子どもと深く関わる時間がなかなか持てないため、増員希望を市へ依頼している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに目標を設定しているが、進捗状況の確認までは行われていない。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>岡山市善隣館職員倫理綱領に職員の使命を明示している。策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修を実施している。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>外部研修に関する情報提供を行い、参加を推奨している。職員自らも要望を伝え、希望する研修に参加している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れは積極的に行い、研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意している。実習生受け入れの必要書類も整備され、実習生は指導員や保育士のスーパービジョンのもと、学びやすい環境を提供されている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公営施設のため、情報は適切に公開されている。毎年善隣館の文集「なかよし」を発行し、関係者に配布している。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組	a・b・c

	が行われている。	
施設における事務、経理、取引等に関するルールを明確化し、職員に周知している。施設監査は年1回実施され、監査資料は岡山市のホームページで情報公開されている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年善隣館まつりでは大勢のボランティアに協力してもらい、地域の人達を招待し交流を深めている。夏にはソーメン流しを行い、地域住民と納涼を楽しんでいる。また町内の秋祭りや運動会にも子どもと職員と一緒に参加している。館庭に学校の友人が遊びに来ることもある。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れに関する基本姿勢を明確にしている。事前に施設見学を兼ねて面談に来てもらいボランティアの目的を聞き、登録カードに記入してもらっている。必要であればボランティア保険にも加入してもらっている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア団体、老人クラブやライオンズクラブ等、連携を図りながら、子どもの養育・支援を実施している。小中高の先生方を招待して、「卒業を祝う会」を催し、子どもたちの成長を祝い交流を深めている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設で実施する講習会に、地域住民へ参加を呼びかける事もある。AED講習会を実施した時は、老人クラブの方達にも出席してもらった。宇野保育園が耐震工事期間中、善隣館の館庭を使用させて欲しいと要望され、快く引き受けた。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>宇野学区子育て懇親会に出席し、子どもの対応について相談に応じている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針に子どもを尊重した養育・支援の実施について明示しているが、標準的な支援方法は文章化されていない。毎日の引継ぎ、職員会議、居室会議、ケース会議にて支援内容を互いに報告し合い、共通理解を持つための取り組みをしている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中学生から個室もしくは仕切りで区切られた居室を提供され、プライバシーの保護に努めている。生活・権利擁護委員会が設置され、子どもの権利擁護について話し合いが行われている。中学生から女子は希望すれば個室を使用する事も出来る。幼児の排泄支援も外部から目に付き難い場所で行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所判定の決定は児童相談所が行うので、パンフレットや資料等を渡している。見学に子どもが訪れた時は、館内を担当職員が案内しながら事業所の日常生活を伝えている。入所予定の子どもには担当職員が面会に行き、園の情報を提供している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所から保護者へ説明が行われ、保護者の同意を得てから入所が決定される。子どもには、写真・図・絵を使用したわかり易い資料を基に、事業所の生活が理解できるよう丁寧に説明をしている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>他の施設へ措置変更する場合はケース記録を提供し、支援内容を引き継いでいる。家庭支援専門相談員が主となって、家庭復帰後の相談援助も継続支援をしている。また家庭復帰してから1ヶ月位を目安に様子を見に行っている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c

<p><コメント> 毎月実施される児童会に職員も参加して、「何か意見はありませんか」と子ども達に問いかけ意見や要望を確認している。出た意見や要望を職員会議で話し合い、子どもにとって本当に必要かどうかを見極めて対応をしている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント> 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物を誰もが目に付く玄関に掲示している。子どもに渡している資料にも困ったことがある時には意見箱に意見を入れることができる内容が書かれ、入所時にも説明をしている。苦情から解決、改善までの経過と結果について書面に記録している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント> 意見箱を玄関、1階と2階に設置し、どの場所でもいつでも投稿できるようにしている。子どもには困った事があれば何でも職員に話しをして欲しいと伝えている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント> 月末に意見箱を開けて意見を確認し、要望が投函されていれば職員会議の議題に上げ皆で話し合い、対応内容を貼り出している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 危機管理マニュアルが整備され、事故発生時の対応と安全確認について、責任、手順等を明確にし、職員に周知をしている。マニュアルは適宜見直されている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を整備し、定期的に見直しをしている。感染症の時期になれば、DVDで勉強し再度対応の仕方を再確認している。感染者が出れば、他の児童に感染しないよう万全の注意を払って対応に努めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 委員会を設立し防災訓練を実施している。教えてもらえる範囲内で児童の友人関係の連絡先も確認している。児童用に災害が発生した場合の対応方法を、文字と絵を使ってわかり易い資料を作成している。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりに応じた養育・支援に掛かる検討や実践を組織的に行っているが、標準的な実施方法に関して文章化をするまでには至っていない。養育・支援の方法について、職員会議、居室会議、ケース会議等で話し合い、共有を図っている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが必要とする養育・支援内容の見直しが必要な場合は、引継ぎやケース会議で話し合い見直しを行い記録はしているが、標準的な実施方法については文章化されていない。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所1ヶ月程度計画後、生活の様子の中で適切なアセスメントを行い自立支援計画を策定している。また子どもの意向を聞き、支援目標や支援内容・方法等を記入し、子ども一人ひとりに沿った計画となるように取り組んでいる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画については、5月に作成し10月に評価し見直しを行なっている。見直す際は、児童相談所にも意見を聞いている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>担当者がケース記録を入力するが、ケース記録のフォルダを共有し、他の職員と情報共有している。児童一人ひとりの様子を日々の引継ぎで話し合い、記録もしている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は岡山市個人情報保護条例施行規則を理解し遵守している。ケース記録は施設長室の鍵付きロッカーに保管され、施設長の許可の下ケース記録ファイルを取り出している。廃棄の際は外部の企業にて書類を溶かしてもらっている。</p>		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	㉖・b・c
<コメント> 岡山市善隣館職員倫理綱領に児童の最善の利益と実現を掲げ、個性と能力に応じた最善の支援に努めている。子どもに対し受容的なかわりを基本とし、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	㉖・b・c
<コメント> 基本は進学等必要な時に生い立ちについて話をしているが、子どもが自分の生い立ちについて興味を持った時は、児童相談所と相談しながら伝えている。		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・㉖・c
<コメント> 子どもに対しその都度権利について解りやすく説明し、理解を深めている。子ども同士がけんかをしたり、自傷行為をしたりした場合は、一人ひとりかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけてはならないこと、また他人を傷つけてはいけないと説明をしている。		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	㉖・b・c
<コメント> 老人クラブやライオンズクラブの年配者と接することで、他者への心遣いを培っている。外出の際、年上の子どもは年下の子どもを気にかけることが出来ている。施設にいる聾啞者とも会話が出来よう、簡単な手話を共有の間に貼り出している。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	㉖・c
<コメント> 岡山市善隣館管理規程に、児童の人権を尊重し、児童に心身の苦痛を与える等懲戒権の乱用に及ぶ行為を行ってはならないと明示し、職員へ周知徹底している。		

A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント> 危機管理マニュアルに性的問題行動への初動対応について詳細に記載し、職員へ配布し周知を促している。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・b・㉒
<p><コメント> 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応マニュアルは整備されていない状態である。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント> 事業所では宗教的活動の強要や規制はしておらず、思想や信教の自由を保障している。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 担当者は入所前に児童相談所へ面談に行き不安の解消に努めている。入所後は子どもと一緒に、その子の日用品の買い物に行き「自分の物がある」場所だと実感してもらうようにしている。電車通学の場合は、安全確認のため1度は一緒に登校をしている。心理相談員は日常生活を共にすることで子ども達の状況を把握し、課題への取り組みを行っている。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント> 児童会で出た意見を一緒に検討し、一方的に決め付けたりはしないように努めている。1日の流れは決まっているが、フロア毎に子どもの意見を取り入れている。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント> 図書、テレビ、ビデオなどは子どもの健全な発達を考慮しながら、自由に使用できる。子どもの趣味に関連する行事の案内があれば、子どもに希望を聞き「行きたい」と要望すれば参加している。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p>		

職員は子どもの年齢に応じて小遣いの管理ができるようこづかい帳などを活用している。自分で管理できない子どもには、職員と一緒に管理をしている。児童手当は将来の為に全額貯金し、退所後進学や就職に必要な資金にあてるようにしている。子どもと職員と一緒にクリスマスや誕生日のプレゼントを買いに行き、金銭感覚が身につくよう支援をしている。		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの家庭復帰にあたっては、児童相談所と連携を図りながらその時期を決めている。家庭復帰後、生活状況の確認のため家を訪問したり、担当であった職員が電話で相談に応じたり等、支援を行っている。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>進学等必要に応じて措置延長を利用し、子ども達の自立のサポートに努めている。今後も状況や事情に応じて対応したいと考えている。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>日常生活に必要な電気機器の使い方を指導したり、一緒に住居を探したりしている。また弁護士会が主催の料理教室等の案内があれば子どもに参加を促している。退所後も相談出来る窓口を伝えている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの話をしっかり聞き、受け止めるように努めている。心理相談員が生活支援に加わり、子どもが発する言動から子どもの心に起こっている状況を汲み取り、他の職員へ情報共有をしている。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>食事、団らん、勉強等の日常生活の中や、一対一での外出などで職員との信頼関係をつくり、子ども達が安心・充足できる環境の構築に取り組んでいる。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	㉑・b・c

<p><コメント> 子どもが自らしていること・できる事を見守り、過干渉にならないように気を配っている。出来ない時は声掛けをし、出来た時は褒めるようにし、子ども自身が達成感と成長している事を実感できるよう支援に努めている。</p>		
A⑱	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント> 学習ボランティアは週1回、余暇ボランティアは月1回訪れてくれ、発達段階に応じた学びや遊びの場を提供している。別館のらくゆうには幼児の遊び道具が整備されている。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント> 一日の流れを平日と休日前に分け、フロア毎に職員が子どもに対して日常的に関わる事で、基本的な生活習慣を身につけられるようにしている。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・㉒・c
<p><コメント> 食事は職員も含めて全員で一緒に食べている。部活やアルバイトで帰りが遅くなる場合は、温かい食事が取れるよう電子レンジを活用している。食材を購入した状態で提供するのではなく器へ盛り付けるなど、視覚からも美味しさを味わう工夫をして欲しい。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a・㉒・c
<p><コメント> 栄養士は栄養のバランスに考慮し、さらに食材が重ならないような献立を作成している。子どもから弁当のおかずの要望があれば、出来る限り対応をしている。嗜好調査は口頭で子ども達に尋ねているようだが、アンケート調査等の実施も検討して欲しい。</p>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・㉒・c
<p><コメント> 季節や行事にまつわる献立が立てられ食文化を学んでいる。希望者を募ってお菓子教室を実施している。業者から直接食材が届く仕組みとなっている為、子どもと一緒に買出しへ行く機会がほとんどない。畑を利用して季節の野菜を子ども達と一緒に育て、旬の食材を学ぶ機会の提供に期待を寄せる。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉔	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント> 服は子どもと職員で購入に出掛けているが、高校からは自分で服を買いに行く子どもが多い。週末に上履きを持ち帰り洗っている。衣類の片付けは子ども自らで行い、衣習慣を習得させ</p>		

ている。		
A-2-(4) 住生活		
A②⑤	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>老朽化した施設など厳しい運営環境の中、壁に行事の写真を飾る等の努力は見られるが、寂しい印象を拭いきることは出来ていない。予算面もあると思うが、剥がれた壁面等に何らかの工夫を期待したい。</p>		
A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中学生以上は出来るだけ個室の提供に努めているが、相部屋であってもカーテン等で区切り、個人の空間を確保している。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A②⑦	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は子どもの顔色を気かけ、いつもと様子が違っている時は本人に調子を尋ね、健康管理に努めている。自己管理ができるよう歯磨きも1回当たり3分と時間を伝え、習得に努めている。寝具は毎週洗濯するように指導しているが、出来ていない場合は職員が対応する事もある。</p>		
A②⑧	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース会議の時に処方されている薬について職員間で情報を共有し、健康管理に努めている。心理相談員は心理面での支援が必要な子どもへの対応について、担当職員とも情報共有をしている。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>性教育委員会を設け、職員への情報提供・子どもへの指導について検討・分析を行っている。DVDをレンタルし、子どもに見せながら説明をしている。子どもの不適切な行為を発見した場合は、児童相談所と連携を図りながら対応を検討し、適切に対処している。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食器や箸などは個別の物を用意している。一人ひとりに筆筒が用意され、自分の衣類等をしまふことが出来る。シャンプー等については、こづかいで好みの物を購入している子どもも居る。</p>		

A③①	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>行事等で撮り貯めた写真をアルバムにいれ、毎年子どもに渡している。子どもは職員と共にアルバムをみながら、個別の成長を振り返っている。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③②	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>行動上の問題が生じれば、何が原因かは職員間で話し合い振り返りに努めているが、職員間で理解度の差が見受けられる。</p>		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>暴力、いじめ、差別が研修の課題によく上がる為、職員は危機感をもって対応をしている。子どもの様子を常に把握し、不安やイライラが高じていると察知した場合には、寄り添い話を聞いている。けんかが始まれば、子ども同士で解決する場合もある。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>強引な引取りへの対応についてマニュアルを整備し、職員にも周知を図っている。保護者から問い合わせがあった場合は、学校にも情報提供を行っている。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>心理相談員を配置し自立支援計画を別に作成し、担当職員が作成している自立支援計画と照らし合わせ、協力しながら支援を行っている。事務室に隣接されている心理室では落ち着いて話が出来ない為、別館で心理面接を行っている。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>学習ボランティアに週1回来てもらい学習支援をしているが、塾に通いたいと言えば対応をしている。聾学校へ毎週送り迎えをしている子どももいる。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの将来の夢を大事にしているが、現実的に難しい場合は寄り添い可能性と一緒に検討している。進学を希望する場合は、奨学金など経済的な援助の仕組みについての情報等も提</p>		

供している。		
A⑳	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>アルバイトは子どもの主体性に任せて奨励しているが、安全面を考慮して近場で探してもらっている。学校の職場体験で子どもが興味を持てば、もう少し継続できるように学校に働きかけている。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家族との関係は良好で、子どもの様子を伝えられる機会も多い。学校行事があれば連絡し、事前にプログラムも伝えている。家族との関係構築づくりの為に、一時帰宅や外出を積極的にお願いをしている。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家族が施設に訪れた時は、頑張っていることを伝えたり、帰省したときの様子を聞いたりし、会話をする機会と捉え、家族の思いを汲むように努めている。家族が行事に参加している時は、積極的に声を掛けている。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A㉓	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>ケース会議に施設長や統括主任が参加している為、そこで支援の質の向上に取り組んでいる。統括主任は担当児童を持っている為、いつでも相談が出来る体制となっていないが、困った事があれば相談をしている。</p>		